

# 新居浜市業務継続計画

令和4年10月

新居浜市

# 目 次

<b>第1章 業務継続体制を検討する対象と非常時の業務継続体制</b>	1
1.1 業務継続計画の策定趣旨	1
1.2 業務継続体制を検討する対象	1
1.3 非常時の業務継続体制	2
1.4 非常時優先業務の範囲	2
1.5 地域防災計画との関係	2
<b>第2章 被害状況の想定</b>	4
2.1 想定する危機事象	4
2.2 想定事象による被害状況	4
2.3 ライフラインの被害シナリオ	5
<b>第3章 非常時優先業務</b>	6
3.1 業務継続を検討する対象期間	6
3.2 非常時優先業務の選定方法	6
3.3 非常時優先業務	6
<b>第4章 職員の参集想定</b>	9
4.1 職員の参集可能人数	9
4.2 災害時の対応手順	10
<b>第5章 必要資源の確保状況</b>	11
<b>第6章 対策実施計画</b>	16
6.1 対策実施計画	16
6.2 課題	21
6.3 今後の対策	28
<b>第7章 職務代行</b>	32
<b>第8章 計画の維持管理及び推進</b>	33

別添資料 各班及び各課所の非常時優先業務 (第3章関係)

# 第1章 業務継続体制を検討する対象と非常時の業務継続体制

## 1.1 業務継続計画の策定趣旨

市では、地震など市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合、災害対策本部を立ち上げ、組織の全力を挙げて災害対応に当たるとともに、市の業務が停止することにより市民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。しかし、このような危機事象が発生した場合、人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる恐れがある。

このような状況下においても、市の機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を保護するという市の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び継続の優先度が高い通常業務を非常時優先業務として特定するとともに、必要な資源の現状評価を行い、その中で十分な対策ができていない資源を抽出し、その資源の確保策や代替策の検討を行うことにより、発災時においても適正な業務が執行できるよう、新居浜市業務継続計画を策定する。

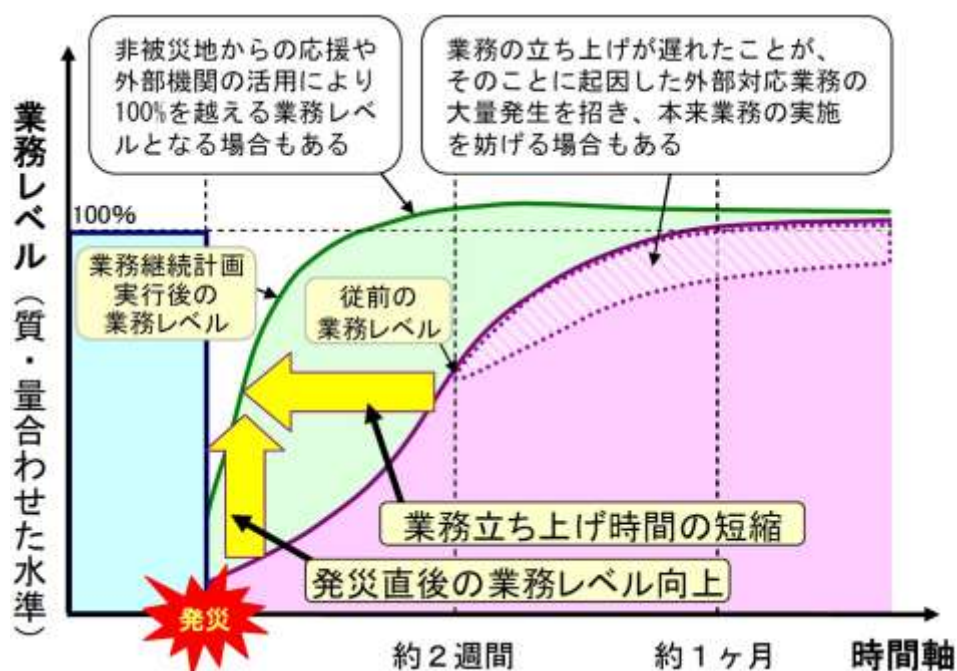


図1.1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

## 1.2 業務継続体制を検討する対象

### (1) 想定事象

市域に震度6弱の地震が発生した場合（新居浜市地域防災計画に定める第3配備に相当）

### (2) 対象組織

市庁舎、消防防災合同庁舎、南消防署、川東分署、上下水道局、港務局、各支所、各公民館・交流センター、市立保育園、保健センター、清掃センター、最終処分場、下水処理場、発達支援課、学校給食課、市立幼稚園、広瀬歴史記念館、別子銅山記念図書館等に勤務する市職員を対象とし、災害時の非常配備動員計画（毎年4月に各課所より人事課へ提出）の「配備区分別配備人員名簿」において、事前配備、第1配備、第2配備、第3配備のいずれかに該当する職員（非正規職員を含み、長期休暇及び派遣中の職員と小学校の調理員を除く）とする。

### 1.3 非常時の業務継続体制

新居浜市地域防災計画地震災害対策編に示す災害対策本部の組織（10部31班で編成）

### 1.4 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災後ただちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「災害後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務という。」）に加え、「通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務」をいう。



図1.4 非常時優先業務のイメージ

### 1.5 地域防災計画との関係

地域防災計画は、市や県などの関係機関が連携して実施すべき、災害予防、応急対応、復旧・復興業務全般を示した計画である。一方、業務継続計画は、災害時に市も被災し、業務資源が制約を受けた場合に、市が実施すべき応急業務や優先して取り組むべき通常業務など、非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。

表1.5 業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画（BCP）	地域防災計画
主体	都道府県又は市町村が作成し、自らが実施する計画である。	地方防災会議が作成し、都道府県、市町村及び防災関係機関等が実施する計画である。
計画の趣旨	発災時に必要な資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。	災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担を規定するための計画である。
行政の被災	行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム及び通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。

<b>対象業務の 範 囲</b>	非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧及び復興業務だけではなく、優先度の高い通常業務も含まれる）を対象とする。	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）を対象とする。
<b>業務開始 目標時間</b>	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始又は再開する）。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない（一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある）。
<b>業務に従事 する職員の 水・食料等 の確保</b>	業務に従事する職員の水・食料及びトイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。	業務に従事する職員の水・食料及びトイレ等の確保については必ずしも記載する必要はない。

## 第2章 被害状況の想定

### 2.1 想定する危機事象

業務継続計画の策定にあたっては、発生確率が高く、影響の程度が大きい地震を想定する。

	想定	出典
想定地震	南海トラフ巨大地震 及び 讃岐山脈南縁—石鎚山脈北縁東部地震（中央構造線断層帯）	愛媛県地震被害 想定調査報告書 (H25.12)
発災条件	冬 深夜 強風	

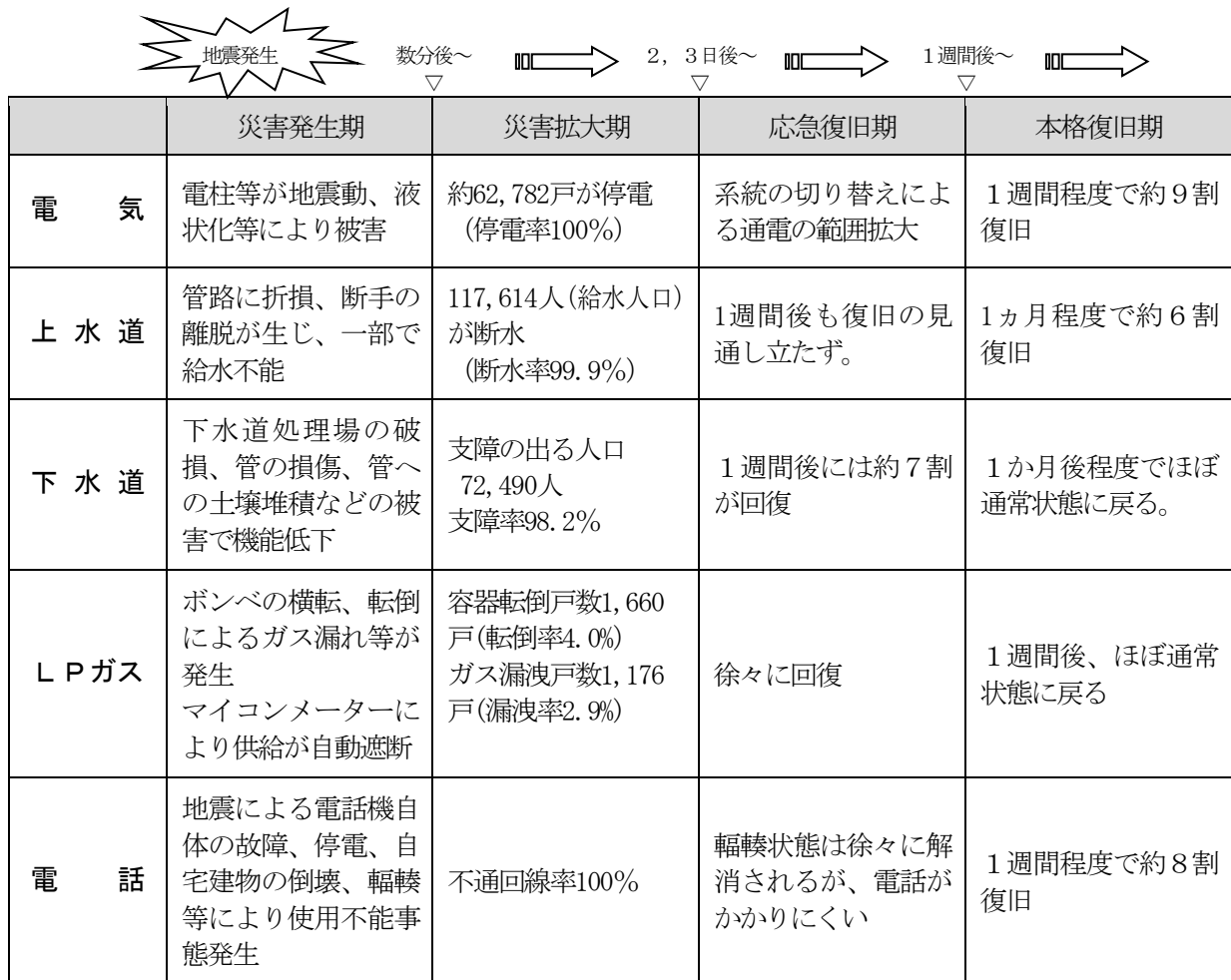
### 2.2 想定事象による被害状況

	被害状況（復旧予想）	出典
震度	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度7：川西地区及び川東地区の沿岸部 (市庁舎では震度7の揺れが発生する。)</li> <li>震度6強：平野部（川西地区及び川東地区の沿岸部を除く） 別子山地区の一部</li> </ul>	愛媛県地震被害 想定調査報告書 (H25.12)
液状化 及び 山崩れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>川西地区及び川東地区の沿岸部、上部地区の一部で液状化の危険度が極めて高い(30&lt;PL)面積割合12.3%</li> <li>上記以外の平野部で液状化の危険度が高い(5&lt;PL≤15)面積割合7.3%</li> <li>液状化による建物被害、全壊1,130棟、半壊1,216棟</li> <li>急傾斜地崩壊及び地すべり危険箇所の一部で崩壊が発生する。</li> </ul>	
津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>新居浜市の最大津波高3.4m（満潮1.9m+津波による水位上昇1.5m）</li> </ul>	
建物被害 及び火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物全壊数 35,169棟、半壊数 14,297棟</li> <li>全出火件数62、焼失棟数18,524、焼損面積932.19ha</li> </ul>	
人的被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害：死亡1,841人、負傷者5,082人</li> <li>避難生活者数(疎開者含む) 1日後で54,753人、1週間後で58,428人</li> </ul>	
交通機能 の支障	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急輸送路の被害箇所は9箇所（国道11号線、新居浜別子山線、壬生川新居浜野田線）JR予讃線の被害箇所39箇所</li> <li>新居浜港岸壁被害数8箇所、その他係留施設被害数52箇所</li> </ul>	愛媛県地震被害 想定調査報告書 (H25.12) 及び 愛媛県業務継続 計画 (H28.3)
ライフ ライン の支障	<p>【地域の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力：地震発生直後、停電件数62,782戸 停電率100%、1週間後の停電率7%。</li> <li>上水道施設：給水人口117,614人、地震発生直後、断水率99.9%、1週間後も復旧見通し立たず。応急復旧には約1か月間を要する。</li> <li>下水道施設：支障の出る人口 72,490人 支障率98.2%。1週間後には約7割が回復し、1か月後にはほぼ通常状態に戻る。</li> <li>LPガス：容器転倒戸数1,660戸、ガス漏洩戸数1,176戸</li> <li>固定電話：地震による電話機自体の故障、輻輳等による不通回線率100%。1週間後の不通回線率20.1%。</li> <li>携帯電話：非常につながりにくく、不通ランクはAとなる。</li> </ul> <p>【庁舎の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び消防防災合同庁舎については使用可能だが、耐震性の低い建物については継続使用困難となる。</li> <li>外部からの電力供給は、発災後24時間はないと想定。</li> <li>上水道は、断水の回復までに1ヶ月程度を要する。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道は、復旧までに1週間程度を要する。</li> <li>・固定電話は、地震による電話機自体の故障、輻輳等により電話が使えない状態が発生し1週間程度続く。</li> </ul>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

### 2.3 ライフラインの被害シナリオ

電気、上下水道、ガス等ライフライン被害における、災害発生期から災害拡大期、応急復旧期、本格復旧期までを時系列に示す被害シナリオは次のとおり。



愛媛県地震被害想定調査報告書 (H25.12) より

## 第3章 非常時優先業務

### 3.1 業務継続を検討する対象期間

愛媛県業務継続計画に準じて、発災直後～4週間以内を対象期間とする。市庁舎周辺では4週間程度の内にはライフラインの復旧により、通常に近い状態での業務実施が可能となると見込まれる。

### 3.2 非常時優先業務の選定方法

地震発生後に市が実施しなければならない応急業務（※1）に加え、発災時においても優先すべき通常業務（※2）を非常時優先業務とした。業務選定方法は、市全体の業務の中から、発災後4週間以内に着手する必要があり、かつ目標状況に到達しない場合に社会的影響が発生（※3）する業務を非常時優先業務とした。

また、選定した各業務については、次のような考え方を基準として、業務開始目標時間を設定した。

業務開始目標時間	該当する業務の考え方
発災後3時間以内 (初動期Ⅰ)	・初動体制の確立（災害対策本部） ・被災状況の把握 ・救助救急の開始 ・避難所の開設
発災後24時間以内 (初動期Ⅱ)	・応急活動（救助救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 ・他機関への派遣要請・受援体制 ・避難所の運営関係
発災後3日以内 (応急期)	・広報に関すること ・重大な行事の手続き
発災後1週間以内 (支援期)	・被災者への支援の開始 ・他の業務の前提となる行政機能の回復 ・被害状況調査に関すること
発災後4週間以内 (復旧期)	・復旧及び復興に係る業務の本格化 ・窓口行政機能の回復

#### ※1 応急業務とは

市民の生命・身体・財産を守るため、発災直後から対応が求められる業務、復旧、復興的な業務  
例) 救援・救助、情報収集・発信、施設応急対策、物資の緊急確保・輸送、廃棄物処理の応急対応、被災者生活再建支援など

#### ※2 優先すべき通常業務とは

通常行っている業務の中で、発災後、速やかな開始が求められる、市民の安全確保に直結する業務、また、中断により、市民生活や市経済への重大な支障、市の信用が大きく失墜または本来業務に重大な支障などを伴う業務

#### ※3 社会的影響が発生する業務とは

市民の生命、身体、財産の保護等に及ぼす影響が発生し、社会的な批判が一部生じる状態

### 3.3 非常時優先業務

組織全体としての非常時優先業務は、概ね次表に示すとおりであるが、各班及び各課所の非常時優先業務については、別添資料に示す。



主要な非常時優先業務(分野別)		業務開始目標時間					
分野	業務内容(担当班)	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	4週間以内	
応急業務	災害対策本部 (本部室)	本部の設置、会議の開催 (本部員、庶務班、総務警防班)	●	→	→	→	→
		災害情報の収集整理(情報処理班、予防班)	●	→	→	→	→
		避難情報の発令(本部員、庶務班、総務警防班)	●	→			
		関係機関への連絡、応援要請 (庶務班、総務警防班)	●	→	→	→	→
	活動体制の 確保	職員の参集状況把握、動員要請(各班、動員班)	●	→	→	→	→
		庁舎施設の安全確認、応急復旧(管財班)	●	→			
		通信及び情報システムの応急復旧 (通信指令班、情報処理班)	●	→			
	伝達・広報	防災行政無線の放送(庶務班)	●	→			
		自治会等への連絡(情報伝達班)	●	→			
		要配慮者施設等への連絡(援護班)	●	→			
		住民、報道機関等への広報(調整班、予防班)	●	→	→	→	→
	消火及び 救出救護	消火活動、避難誘導(消防班)	●	→	→		
		捜索、救出、搬送、遺体の収容(消防班)	●	→	→	→	→
		救護活動(救護班)	●	→	→	→	→
	避難収容	避難所の設置、運営(避難所班)	●	→	→	→	→
		福祉避難所への移送(援護班)			●	→	→
		ボランティアの総合調整(情報伝達班、援護班)			●	→	→
	二次災害防止	被害調査及び応急復旧 (港湾班、土木班、下水道班、農林水産班)	●	→			
		被災建物の応急危険度判定(土木班)		●	→	→	→
	緊急輸送	車両等輸送手段の確保、緊急輸送の実施(管財班)	●	→	→	→	→
		緊急輸送路の確保(道路班)		●	→	→	→
		海上輸送(港湾班)		●	→	→	→
	給水及び 救援物資	応急給水活動(水道給水班)	●	→	→	→	→
		救援物資の調達、供給(救援物資班)		●	→	→	→
		救援物資及び義援金品の受領、配分 (救援物資班、援護班)		●	→	→	→
	環境衛生	仮設トイレの設置及び管理(環境衛生班)		●	→	→	→
		防疫活動(環境衛生班、救護班)		●	→	→	→
遺体の埋火葬(環境衛生班)				●	→	→	
し尿収集、災害ごみの収集処理(環境衛生班)				●	→	→	
ライフライン等 の確保	上下水道の応急復旧 (下水道班、水道給水班、水道施設班)	●	→	→	→	→	
	障害物の除去(道路班、土木班)		●	→	→	→	
	仮設住宅の建設(土木班)					●	
教育	児童生徒の救護、避難誘導 (教育班(開校中に発災した場合))	●	→				
	応急教育(教育班)					●	
り災証明	家屋被害調査、り災台帳作成、り災証明発行 (調査班)			●	→	→	
優先すべき 通常業務	総務	公印の管守、文書の収発(総務課ほか)		○	→	→	→
	財政・会計	予算業務、支出審査(財政課、出納室)			○	→	→
	生活・福祉	死亡届の受付、埋火葬の許可(市民課)		○	→	→	→
		国民健康保険事務(国保課)			○	→	→
		生活保護事務(生活福祉課)					○
	戸籍、住民基本台帳、諸証明事務(市民課)					○	

※業務開始目標時間の起点は、応急業務(●)については発災時刻、優先すべき通常業務(○)については開庁時刻とする。なお、矢印(→)は当該業務が継続中であることを示す。

部及び班		主要な非常時優先業務(班別)	業務開始目標時間				
			3時間 以内	24時間 以内	3日 以内	1週間 以内	4週間 以内
企画部	調整班	住民、報道機関等への広報(伝達・広報)	●	→	→	→	→
	情報処理班 (財政課)	災害情報の収集整理(災害対策本部)	●	→	→	→	→
		通信及び情報システムの応急復旧(活動体制の確保)	●	→			
		予算業務、支出審査(財政)			○	→	→
総務部	動員班	職員の参集状況把握、動員要請(活動体制の確保)	●	→	→	→	→
	管財班	庁舎施設の安全確認、応急復旧(活動体制の確保)	●	→			
		車両等輸送手段の確保、緊急輸送の実施(緊急輸送)	●	→	→	→	→
調査班	家屋被害調査、り災台帳作成、り災証明発行(り災証明)			●	→	→	
福祉部	援護班 (生活福祉課)	要配慮者施設等への連絡(伝達・広報)	●	→			
		福祉避難所への移送(避難収容)			●	→	→
		生活保護事務(福祉)					○
	救護班 (国保課)	救護活動(救護)	●	→	→	→	→
国民健康保険事務(福祉)				○	→	→	
市民環境部	情報伝達班	自治会等への連絡(伝達・広報)	●	→			
		ボランティアの総合調整(避難収容)			●	→	→
	救援物資班 (市民課)	救援物資の調達供給、義援品受領(救援物資)		●	→	→	→
		死亡届の受付、埋火葬の許可(生活)		○	→	→	→
	川東・上部支所班	戸籍、住民基本台帳、諸証明事務(生活)					○
		川東及び上部地区の災害活動支援、救援物資の支援	●	→	→	→	→
環境衛生班	仮設トイレの設置及び管理、防疫活動(環境衛生)		●	→	→	→	
	遺体の埋火葬、し尿収集、災害ごみの収集処理(環境衛生)			●	→	→	
経済部	商工班、農林水産班	被害調査及び応急復旧(二次災害防止)	●	→			
	別子山班	別子山地区の災害応急対策活動	●	→	→	→	→
建設部	土木班	被害調査及び応急復旧(二次災害防止)	●	→			
		被災建物の応急危険度判定(二次災害防止)		●	→	→	→
		障害物の除去(ライフライン等の確保)		●	→	→	→
		仮設住宅の建設(ライフライン等の確保)					●
	資材班	土木応急復旧資機材の確保		●	→	→	→
	道路班	緊急輸送路の確保(緊急輸送)		●	→	→	→
障害物の除去(ライフライン等の確保)			●	→	→	→	
教育部	教育班	児童生徒の救護、避難誘導(教育(開校中に発災した場合))	●	→			
		応急教育(教育)					●
	避難所班	避難所の設置、運営(避難収容)	●	→	→	→	→
消防部	庶務班	本部の設置、会議の開催、避難情報発令(災害対策本部)	●	→	→	→	→
		関係機関への連絡、応援要請(災害対策本部)	●	→	→	→	→
	教育班 (総務課)	防災行政無線の放送(伝達・広報)	●	→			
		公印の管守、文書の収発(総務)		○	→	→	→
	出納室	予算業務、支出審査(会計)			○	→	→
		本部の設置、会議の開催、避難情報発令(災害対策本部)	●	→	→	→	→
	総務警防班	関係機関への連絡、応援要請(災害対策本部)	●	→	→	→	→
		災害情報の収集整理(災害対策本部)	●	→	→	→	→
	予防班	住民、報道機関等への広報(伝達・広報)	●	→	→	→	→
		通信及び情報システムの応急復旧(活動体制の確保)	●	→			
消防班	消火活動、避難誘導(消火及び救出)	●	→	→			
	捜索、救出、搬送、遺体の収容(消火及び救出)	●	→	→	→	→	
上下水道部	水道給水班、 水道施設班	応急給水活動(給水)	●	→	→	→	→
		上水道の応急復旧(ライフライン等の確保)	●	→	→	→	→
	下水道班	被害調査及び応急復旧(二次災害防止)	●	→			
		下水道の応急復旧(ライフライン等の確保)	●	→	→	→	→
港湾部	港湾班	被害調査及び応急復旧(二次災害防止)	●	→	→		
		海上輸送(緊急輸送)		●	→	→	→

※業務開始目標時間の起点は、応急業務(●)については発災時刻、優先すべき通常業務(○)については開庁時刻とする。なお、矢印(→)は当該業務が継続中であることを示す。

## 第4章 職員の参集想定

### 4.1 職員の参集可能人数

#### (1) 職員の居住状況

勤務時間外に発災した場合の職員参集可能人数を把握するため、職員1,071名の通勤距離を調査したところ、全体の56%が4km以内、92%が8km以内に居住している結果となった。

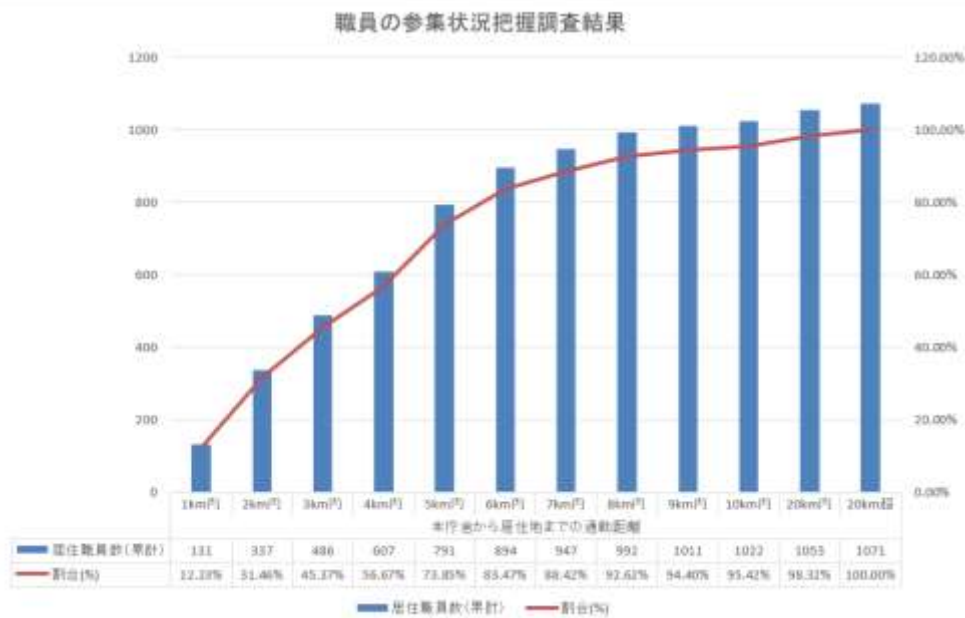


図4.1-1 職員の通勤距離（令和4年度）

#### (2) 参集可能人数の予測

職員の居住状況を踏まえ、職員の被災等も加味した設定（※1）で、徒歩（時速4km）にて参集することとして予測した。

発災から経過時間毎に職員参集人数を予測した結果は次のとおり。なお、発災時は徒歩だけでなく、自転車やバイク等で参集する職員もいるため、予測よりも短時間により多くの職員の参集が可能となる。

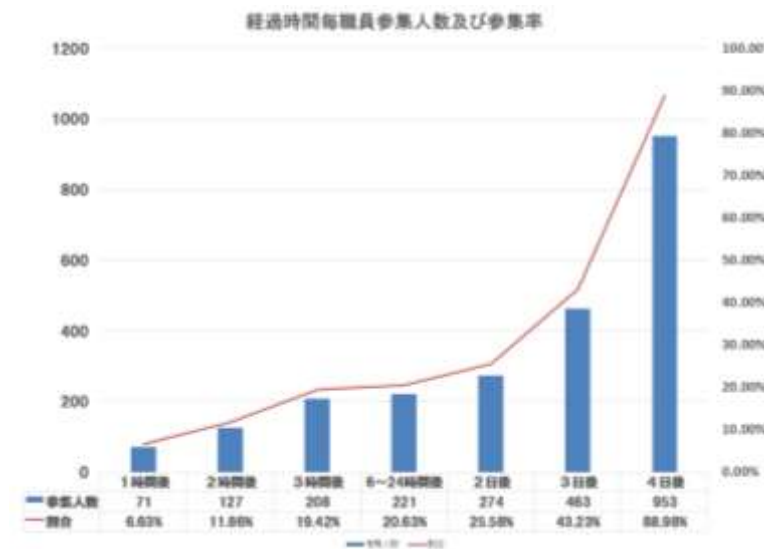


図4.1-2 発災後の参集可能人数の予測（令和4年度）

＜時間経過毎の職員参集人数＞	
発災3時間後	: 約2割の職員 (208人)
発災6～24時間後	: 約2割の職員 (221人)
発災2日目	: 約2.5割の職員 (274人)
発災3日目	: 約4割の職員 (463人)
発災4日目	: 約9割の職員 (953人)
(発災4日目には、本人や家族の被災による参集困難者を除く全職員が参集できる。)	

#### ※1 設定

- ・本人及び家族の死傷により、職員の11%が参集不能
- ・家屋の全壊により、職員45%が3日間参集不能
- ・家屋の半壊により、職員18%が2日間参集不能
- ・被災現場の活動により、職員の5%が1日間参集不能
- ・交通機能の支障により、20km圏外の職員が2日間参集不能
- ・参集速度：時速4km、但し、出発遅延時間を4km以内の職員で30分、4km超の職員で1時間とする。  
(通勤距離ごとの到着時間は、1kmで45分後、2kmで1時間後、3kmで1時間15分後、4kmで1時間30分後、5kmで2時間15分後、6kmで2時間30分後、7kmで2時間45分後、8kmで3時間後、9kmで3時間15分後、10kmで3時間30分後、15kmで4時間45分後、20kmで6時間後、20km圏外で3日後となる。)

以上より

- 発災1時間後、2km圏内の職員の21%が参集
- 2時間後、4km圏内の職員の21%が参集
- 3時間後、8km圏内の職員の21%が参集
- 6時間～24時間後、20km圏内の職員の21%が参集
- 発災2日後、20km圏内の職員の26%が参集
- 発災3日後、20km圏内の職員の44%が参集
- 発災4日後以降、全職員の89%が参集

## 4.2 災害時の対応手順

勤務時間外に地震が発生した場合における職員の参集については、次のとおり定められている。

- (1) 職員は、新居浜市防災ハンドブックに記載する地震時の配備基準に基づき、参集指示を待つことなく自主的に指定の場所に参集する。
- (2) 参集する際の服装は、作業しやすい服装を着用し、できる限り食料品等を携行するものとする。
- (3) 状況により指定の場所への参集が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。
- (4) 病気その他やむを得ない状況によりいずれの施設にも参集が困難(※2)な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (5) 各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長より動員班長に報告する。動員班長は、職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長に報告する。報告の時期は、1時間ごととする。

#### ※2 参集が困難な事由

- ・職員又は家族等が被害を受け、治療または入院等の必要がある場合
- ・職員の住宅又は職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、又は一時的に避難している場合
- ・参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じた場合
- ・病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難な場合
- ・公共交通機関が運休している場合で、その距離が概ね20km以上の場合

## 第5章 必要資源の確保状況

被害想定（第2章）及び職員の参集想定（第4章）から、必要資源の確保状況は次のように想定される。

表5 必要資源の確保状況 (1/4)

必要資源	確保状況	根拠・現状等
職員	発災3時間後：職員の約2割（208人） 発災1日後：職員の約2割（221人） 発災3日後：職員の約4割（463人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員数1,071名</li> <li>徒歩にて時速4kmで参集、過半数の職員は被災等の影響を受ける</li> </ul>
庁舎施設	市庁舎	利用可能 (想定震度6弱)昭和55年RC造6階、平成25年度耐震補強工事済
	消防防災合同庁舎	利用可能 基礎免震構造（RC造、プレストレストコンクリート造）
	旧消防庁舎	利用可能 (想定震度6弱)昭和58年RC造4階
	その他の施設	(○は利用可能、×は使用困難の意味) <ul style="list-style-type: none"> <li>予備庁舎（旧水道局）×</li> <li>港務局：港務局庁舎 ○、中須賀 ×</li> <li>各支所：川東○、上部○、別子山○</li> <li>各公民館：新居浜○、口屋跡○、金栄○、高津○、浮島○、惣開○、若宮○、垣生○、神郷○、多喜浜○、泉川○、中萩○、船木○、大生院○、角野○、別子山○、地域交流センター○、大島交流センター○</li> <li>各保育園：若宮○、新居浜○、金子○、高津○、垣生○、多喜浜○、東田○、船木○、角野○、大生院○、別子×</li> <li>保健センター ○</li> <li>清掃センター ○</li> <li>最終処分場 ○</li> <li>下水処理場 ×（但し汚泥処理機能は一部利用可）</li> <li>神郷幼稚園：○</li> <li>発達支援課 ×</li> <li>別子銅山記念図書館 ○</li> <li>広瀬歴史記念館 ○</li> </ul>

表5 必要資源の確保状況 (2/4)

必要資源	確保状況	根拠・現状等
電力	<p>市庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室（各課所）  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後4時間以内</div>           各階とも一部の執務室に非常用の電力が供給され、庁舎全体で複合機(コピー機)6台及びノートパソコン200~300台分の電力を確保できる。            (なお、断水しない場合は発災後14時間まで非常用の電力が供給可能)</li> <li>・  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後4時間以降</div>           復電するまで電力を確保できない。</li> <li>・庁内LANサーバ（ICT戦略課）            発災後18時間以内は電力を確保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後12時間は外部からの電源供給はないと想定</li> <li>・庁舎の非常用発電装置            設置場所：市庁舎地下電気室            発電機規格：400kVA（有効320kw）            燃料：A重油            燃料タンク容量：1,950ℓ（1,000ℓ時点で補充しているが燃料の備蓄はない）            運転可能時間：14時間（水冷式のため外部から水の補給がない場合は約4時間）            起動までの時間：40秒以内            供給範囲：執務室地下1階~6階の一部のコンセント及び照明の3割~5割（複合機やパソコンに使えるのは30kw程度）、消火栓ポンプ、エレベーター（停電直後に最寄り階に停止させる時のみ）、非常用発電機の冷却水ポンプ、揚水ポンプ、汚物ポンプ、車庫棟シャッター、蓄電池用整流器、電話交換機</li> <li>・ICT戦略課の非常用発電装置            設置場所：市庁舎屋上            発電機規格：150kVA（有効120kw）            燃料：軽油            燃料タンク容量：390ℓ（300ℓで補充しているが燃料の備蓄はない）            運転可能時間：約18時間（実績）外部からの水補給は不要            起動までの時間：40秒以内            供給範囲：サーバ室及びUPS室エアコン</li> </ul>
	<p>消防防災合同庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後9.5時間以内</div>           各階の非常用コンセント（赤色表示）に非常用の電力が供給され、電力を確保できる。</li> <li>・  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後9.5時間以降</div>           復電するまで電力を確保できない。燃料の継ぎ足しができるのであれば最大7日間連続運転可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後12時間は外部からの電源供給はないと想定</li> <li>・非常用発電装置設置場所：6階電気室            発電機規格：500kVA（有効400kw）            燃料：軽油            燃料タンク容量：10,950ℓ            （地下タンク10,000ℓ）            （電気室の燃料小出槽950ℓ）            燃料消費量：115ℓ/h            起動までの時間：40秒以内            運転可能時間：95時間</li> </ul>
	<p>旧消防庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後20時間以内</div>           各階ともに非常用の電力が供給され、電力を確保できる。</li> <li>・  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後20時間以降</div>           復電するまで電力を確保できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後12時間は外部からの電源供給はないと想定</li> <li>・非常用発電装置            設置場所：旧消防庁舎1階電気室            発電機規格：150kVA（有効120kw）            燃料：軽油            燃料タンク容量：950ℓ            運転可能時間：約20時間            起動までの時間：40秒以内            供給範囲：庁舎1階~4階</li> </ul>

電力	別子山支所	<p><b>発災後13時間以内</b></p> <p>庁舎内の一部コンセントに電源が供給され、最低限の機器と防災行政無線遠隔制御装置が使用できる。</p> <p><b>発災後13時間以降</b></p> <p>復電するまで電力を確保できない。燃料の継ぎ足しができるのであれば最大72時間連続運転可能。</p>	<p>・可搬型発電機を手動で始動し、分電盤を非常用に切り替えて接続することにより、床コンセントと防災行政無線機器に電源が供給される。</p> <p>発電機規格：2.5kVA  燃料：ガソリン  燃料タンク容量：90（200の備蓄あり）</p>
	予備庁舎 その他の施設	復電するまで電力を確保できない。	・発災後12時間は外部からの電源供給はないと想定

表5 必要資源の確保状況 (3/4)

必要資源	確保状況	根拠・現状等
飲料水及び食料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水 市庁舎、消防防災合同庁舎及び旧消防庁舎では、発災直後は高架水槽及び受水槽の水を利用する。翌日以降及びその他の施設では、職員各自で自発的に確保する。</li> <li>・食料 職員各自で自主的に確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後一週間程度は、外部からの給水がないと想定。</li> <li>・職員用の飲料水、食料等は確保していない。</li> <li>・市庁舎 高架水槽 有効容量：10.5m<sup>3</sup> 受水槽 有効容量：33.8m<sup>3</sup> 使用量：20m<sup>3</sup>/日（食堂を除く） 使用可能日数：2日</li> <li>※ただし、トイレ等で使用する場合、受水槽の水をくみ上げる必要がある。</li> <li>・消防防災合同庁舎の受水槽 有効容量：13m<sup>3</sup></li> <li>※非常用発電装置稼働中は通常利用可</li> </ul>
消耗品（用紙）	市庁舎では、最低1日分(A4用紙10箱程度)の用紙は確保されている。	在庫が僅かとなった場合に2週間分程度(A4用紙100箱)まとめて購入している。
電話、FAX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話 (市庁舎) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後6～7時間以内</span> 有線電話：利用可能 無線電話（PHS） 非常用コンセント接続電話 利用可能 非常用コンセント非接続電話 連続通話3時間まで利用可能 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後6～7時間以降</span> 復電するまで使用できない。</li> <li>(消防防災合同庁舎、旧消防庁舎、予備庁舎) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災後95時間以内</span> 利用可能 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">非常用発電設備停止後</span> 復電するまで使用できない。</li> <li>・FAX（市庁舎、消防防災合同庁舎） 非常用コンセントに接続しているもののみ非常用の電力の供給がある間利用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般電話は、発災後5日間は輻輳によりつながりにくい。 (災害時優先電話の使用を推奨)</li> <li>・市庁舎の電話交換機に有線で繋がった電話機については、停電しても2～3時間程度（庁舎用の非常用発電装置を加味すると6～7時間）は電力が確保される。無線（PHS）は内臓バッテリーにて連続3時間まで通話可能。（有線・無線ともに交換機に電力が供給されている間のみ使用可）</li> <li>・消防防災合同庁舎の電話交換機に繋がった電話機（消防防災合同庁舎、旧消防庁舎、予備庁舎）については停電しても非常用発電装置で電力が確保されている間（95時間）は使用できる。</li> <li>・災害時優先電話 市庁舎(PBX収納33-5161～33-5175、地域福祉課37-3844、契約課37-6825)、消防防災合同庁舎(消防関係34-0119、34-1179、34-1189、上下水道局32-5049、危機管理課37-2299)、港務局(32-3229)、上部支所(43-6101)、川東支所(46-1180)、別子山支所(64-2011)、下水処理場(34-3410)、清掃センター(41-4225)、各小中学校、神郷幼稚園(45-0170)、各保育園(市立11園)</li> </ul>



表5 必要資源の確保状況 (4/4)

必要資源	確保状況	根拠・現状等
執務環境	ロッカーやキャビネットの転倒、机上のパソコン等の落下及び書類等の散乱により、数時間は業務再開が困難。	数時間で最低限の回復を行い、その後徐々に回復を図る。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防防災合同庁舎については、緊急貯留槽により150人×7日分の汚水を貯留することができる。(仕切弁による汚水の切り替えが必要)</li> <li>・マンホールトイレ5基(1基につき1日100人使用可能)ただし下水道が使えない場合は定期的に汲み取りが必要。</li> <li>・職員各自で自主的に携帯トイレ(処理セット等)を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の水洗トイレは断水及び下水管復旧まで一週間は使用できない。</li> <li>・職員用の携帯トイレは確保していない。</li> </ul>
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同報系防災行政無線 発災後24時間は停電しても放送可能。その後は、復電するまで使用できない。</li> <li>・自治会広報連動システム 自治会放送施設への電力が復旧するまで使用不能。</li> <li>・移動系防災行政無線(IP無線機) IP無線機が利用しているパケット通信網が存続している間は通信可能。内臓電池により24時間使用可能。</li> <li>・愛媛県防災通信システム 消防防災合同庁舎非常用発電装置により95時間使用可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同報系防災行政無線 親局、中継局、屋外拡声子局は台座固定しており転倒しない。消防防災合同庁舎の親局は非常用発電装置により95時間使用可能。(防災行政無線室の非常用電源も含めると+4時間)、中継局は発動発電機により44時間、屋外拡声子局は蓄電池により24時間の電源を確保できる。戸別受信機は乾電池に切り替わる。</li> <li>・自治会広報連動システム 消防防災合同庁舎施設は、非常用発電装置により95時間の電源を確保できるが、自治会放送の電源が確保されなければ放送不能。</li> </ul>
情報システム (電子メール含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電算機室設備(サーバ等) 発電により18時間稼働可能</li> <li>・クライアント(パソコン) 市庁舎については、非常用電力が供給される間(発災後4時間以内、断水しない場合は発災後14時間以内)は、非常用電力が供給されるコンセントを把握できれば、200~300台のパソコンは使用可能。その後は、サーバが稼働していても、庁舎に非常用電力が供給されないため、全て使用不能となり、復電後から使用可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災直後は情報システムが使用できないと想定(サーバは18時間停止しないが、パソコン及び1階~4階のネットワーク機器の電源を確保できないため、使用できない。)</li> <li>・情報システムの使用は復電後から使用可能</li> </ul>

## 第6章 対策実施計画

### 6.1 対策実施計画

必要資源の確保状況（第5章）から、発災時における、職員、庁舎施設及び設備機能、通信及び情報システム、各業務に固有の実施体制の確保に関し、それぞれ課題が予想される。その課題を事前に克服し、非常時優先業務（第3章）を継続できるよう、各担当課所において、短期（概ね2年以内）、中期（概ね5年以内）、長期（長期的な視点）で達成することを目標に、今後の対策を推進する。

表6.1 対策実施計画（1/5）（●：短期、◎：中期、○：長期）

必要資源	課題	今後の対策	担当課所・班	
(1) 職員	職員及び来所者の安全確保（平日昼間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オフィス家具の転倒防止対策を実施する</li> <li>● 施設内における救護体制の充実を図る</li> <li>○ 庁舎施設を耐震化する</li> </ul>	各課所	
	職員の家族の安否確認（平日昼間）	◎ 家族を含めた職員安否確認システムを導入する	人事課	
	職員の安否確認（夜間休日）			
	交替体制の確保	◎ 泊まり込みを前提とした職員の勤務体制を検討する	人事課 別子山支所	
	人員不足と組織内の業務量の不均衡	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 部局間の人員調整を円滑に行えるルールをつくる</li> <li>◎ 代替職員（OB等）の確保手段を検討する</li> </ul>	人事課	
(2) 庁舎施設及び設備機能	庁舎施設	使用の可否の迅速な判断	● 庁舎施設の被災状況を迅速に確認するためのマニュアルを作成する	管財課 建築住宅課 各施設所管課
		耐震性の低い施設が使用困難となる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 代替施設を指定する</li> <li>● 移転時の持ち出し品を特定する</li> <li>○ 庁舎施設を耐震化する&lt;再掲&gt;</li> </ul>	上下水道局 港務局 各施設所管課
	電力	電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害対策本部の非常用電源を増強する</li> <li>● 非常用発電機の燃料を備蓄する</li> <li>● 電気事業者との連携強化を図る</li> <li>◎ 庁舎等の非常用電源を増強する</li> </ul>	消防総務課 通信指令課 各施設所管課
		非常用電源の割り当て	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 非常用電力が供給されるコンセントを明示する</li> <li>● 災害時に使用するOA機器（複合機、パソコン）を限定する</li> </ul>	各課所

表6.1 対策実施計画 (2/5) (●:短期、◎:中期、○:長期)

必要資源	課題	今後の対策	担当課所・班	
(2) 庁舎施設及び設備機能	執務環境	● オフィス家具の転倒防止対策を実施する<再掲>	各課所	
		● 火災予防対策を実施する		
	トイレ	● 災害時のトイレ運用ルールを検討する ● 庁舎貯水槽の活用方法を検討する ◎ 職員用の携帯トイレを備蓄する	管財課 各課所	
	飲食料	● 庁舎貯水槽の活用方法を検討する ◎ 職員用の飲料水、食料を備蓄する	管財課 各課所	
	消耗品	● 応急業務2週間分の在庫を常に買いだめしておく(いわゆるローリングストックを行う)	総務課 各課所	
(3) 通信及び情報システム	電話	● 災害時優先電話の回線を見直し、明示する ◎ 特設公衆電話の設置等、代替手段を検討する	各課所 管財課 危機管理課	
	防災行政無線	操作及び保守体制の確保	● 操作マニュアルを作成する ◎ システム保守業者との連携強化を図る	危機管理課
		自治会広報連動システム及び屋外拡声子局の非常用電源の確保	○ 自治会広報連動システムの自治会放送施設に非常用電源を配備する ○ 屋外拡声子局の非常用電源を増強する	
	情報システム	サーバの損傷及びシステムの保守体制	● サーバの転倒防止対策を実施する ◎ システム保守業者との連携強化を図る ◎ システム運用の人材育成または復旧・操作マニュアルの整備を行う	I C T戦略課
		データのバックアップ	◎ データのバックアップ対策を拡充する	危機管理課 I C T戦略課 各業務の担当課
		被災者支援システム運用の確立	● 被災者支援システムの運用方針を決定する ● 被災者支援システム運用手順を確立する ◎ 被災者支援システムの評価・訓練を行う	
		緊急通報受付等の処理	● 消防通信指令システム等の非常時受信体制の強化を図る ● システム保守業者との連携強化を図る	通信指令課
消防救急無線運用の継続	● 無線システムの基地局等の非常用発電機を増強する ● 非常用発電機の燃料を備蓄する ● システム保守業者との連携強化を図る			

表6.1 対策実施計画 (3/5) (●:短期、◎:中期、○:長期)

必要資源	課題	今後の対策	担当課所・班	
(4) 各業務に固有の実施体制	住家の被害調査	住家の被害認定に必要なスキルを持つ人員の確保	● 住家被害認定業務のスキル向上を図る	調査班
		り災証明発行の為に2次調査の実施体制の確認	● 実施体制を見直し、各班相互の支援体制を確認する(建築士は応急危険度判定等の他の業務で支援が可能かどうか等の検討を要する)	土木班 調査班
	要配慮者	要配慮者の支援	● 福祉避難所を指定する ○ 要配慮者への伝達手段の確立	危機管理課 援護班
	ボランティア	ボランティアへの資機材の提供	◎ ボランティア活動(特に初動時)に必要な資機材を選定・確保する	情報伝達班
	救援物資	食料品、生活必需品その他の援護物資の配給	● 食料集積場所における職員の割り当て及び運営 ● 集積場所から避難所等までの輸送業務職員を割り当てる ● 炊出し派遣職員を割り当てる	救援物資班
	下水道業務	河川、下水道施設等の被災調査及び応急復旧	● 被害調査の具体的な実施要領を検討する ◎ 応急復旧に要する資機材、車両及び人員を確保する	下水道班
		排水ポンプ施設の運転管理	◎ 停電時のマンホールポンプ場等における必要電源を確保する	
	農林水産業務	家畜排せつ物による環境汚染対策	● 愛媛県家畜保健衛生所等との連携を確認する	農林水産課
		漁港、治山、治水、林道及び保安林の応急対応	● 非常時の調査対象を確認する ● 通行止め等市民の安全対策を確立する	
		水路、農道及びため池の応急対応	● 非常時の調査対象を確認する ● 立ち入り禁止等市民の安全対策を確立する	農林水産班

表6.1 対策実施計画 (4/5) (●:短期、◎:中期、○:長期)

必要資源	課題	今後の対策	担当課所・班	
(4) 各業務に固有の実施体制	道路業務	道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害調査の具体的な実施要領を検討する</li> <li>● 応急復旧指示業務のスキル向上を図る</li> </ul>	道路班
		緊急輸送道路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路の確保順位付けを行う</li> <li>◎ 応急復旧に必要な資材を確保する</li> </ul>	
		道路の障害物の除去及び交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 障害物除去及び処理に係るマニュアルを作成する</li> <li>◎ 支援要請マニュアルを作成する</li> </ul>	各課所
		交通情報の収集	◎ 警察署、各道路管理者、その他関係行政機関の連絡窓口を確認し、派遣職員を割り当てる	道路班
	土木業務	被災家屋の応急危険度判定における建築士等の専門家の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内建築関係団体の具体的な名称及びその連絡先を確認する</li> <li>● 応急危険度判定の資格者の継続的な確保について県と情報交換を行う(有資格者名簿の提供等)</li> <li>● 建築士団体(建築士会・事務所協会)と協定を締結する</li> </ul>	土木班
		宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害物除去及び処理に係るマニュアルを作成する</li> <li>● 倒壊建物解体及び除去に係るマニュアルを作成する(災害救助法の適用・不適用の対応と除去対象物の判断・指示系統、災害廃棄物処理の担当班との連携等具体的な対応を要する)</li> </ul>	土木班 環境衛生班 警防課 道路班 資材班 危機管理課
		倒壊建物の解体及び除去		
		災害時における土木技術者の確保及び技術指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土木技術者の確保及び技術指導に係るマニュアルを作成する</li> <li>● 建設関係団体への協力要請マニュアルを作成する(関係する班が多数あるため、連携及び指揮系統の調査を要する)</li> </ul>	土木班 道路班 下水道班 農林水産班 警防課
		建設関係団体への協力要請		
	避難所運営	避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所派遣職員を割り当てる</li> <li>● 避難所運営マニュアルを修正する</li> </ul>	危機管理課 避難所班
		自主避難者に対する対応	● 自主避難者の受入基準、体制、フローを明確化する	危機管理課 避難所班

表6.1 対策実施計画 (5/5) (●:短期、◎:中期、○:長期)

必要資源	課題	今後の対策	担当課所・班		
(4) 各業務に固有の実施体制	消防活動	消防及び水防活動	◎ 代替職員の確保体制を整備する ◎ 柔軟な運用のためのルールづくり	各消防班	
		救急及び被災者の救助	● 職員の参集体制を確保する ● 消防車両の運行体制を確保する ● 避難所の運営体制等を確保する		
		行方不明者及び死体の搜索、収容	● 避難所の運営体制等を確保する		
		危険箇所の警戒監視	● 人員を確保する		
		警戒区域の設定	● 地元消防団の協力要請体制を確保する ● 職員の参集体制を確保する<再掲> ◎ 消防車両を確保する		各消防班 消防団
	給水活動	給配水施設の被害調査及び応急復旧	● 給配水施設被害調査マニュアルを作成する ● 給配水施設応急復旧マニュアルを作成する	水道給水班	
		給水所の設置運営	● 給水所設置基準を作成する ● 給水所派遣職員を割り当てる ● 給水所運営マニュアルを作成する		
		水道無線施設の保守、復旧	● 無線施設の応急復旧マニュアルを作成する		
		水源施設等の被害調査及び応急復旧	● 供給用水源の被害調査マニュアルを作成する ● 復旧工法マニュアルを作成する		
		工業用水施設の被害調査及び応急復旧	● 工業用水道施設の異常調査マニュアルを作成する ● 復旧工法マニュアルを作成する		水道施設班
		上水道の衛生維持	● 水質監視強化対策マニュアルを作成する ● 残留塩素濃度確保の対策マニュアルを作成する		
	港湾業務	港湾・海岸施設の被災調査及び応急復旧	● 被災調査、被害額算定、応急復旧、復旧工法の選定等、災害復旧業務に係るスキル向上を図る ● 新居浜港港湾BCPの定期的な見直しを図る	港務班	

## 6.2 課題

6.1の対策実施計画のうち、職員、庁舎施設及び設備機能、通信及び情報システム、各業務に固有の実施体制の確保に関して想定される課題と、現状レベルでの発災時の対応を以下に示す。

### (1) 職員に関する課題

#### ア 課題

##### (ア) 職員及び来所者の安全確保（平日昼間）

勤務時間中に発災した場合、オフィス家具の転倒等により職員及び来所者が負傷する恐れがある。そのような場合、職員は救出・救護活動のため、発災後しばらくは業務に従事できない。

##### (イ) 家族の安否確認（平日昼間）

勤務時間中に発災した場合、家族等との安否確認が取れないことが原因で、業務に集中できない職員が発生する。

##### (ウ) 職員安否確認（夜間休日）

携帯電話等の通信手段が利用できない可能性が高く、職員の安否確認が困難になる。

##### (エ) 交替体制の確保

発災後数日間は、参集できる職員数が少なく、十分な交代要員を確保できない。

##### (オ) 人員不足と組織内の業務量の不均衡

発災初期だけでなく、長期にわたって人員不足状態が継続する。また、部局間の調整が円滑に進まなければ、業務量に著しい偏りが生じる。

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 身の安全の確保、各施設内の負傷者の救出救護【職員各自】

緊急地震速報を聞いた時は、頭を保護して机の下に隠れるなど、職員各自で身の安全を確保する。また、庁舎内で来庁者や職員が負傷した場合、各課所で迅速に救出・救護を行う。

##### (イ) 災害用伝言板サービス（携帯）を利用【職員各自】

携帯電話等で通話できない場合、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービス等を利用する。

##### (ウ) 職員の自主参集、参集状況の報告【職員各自、各班】

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は、地震時の配備基準に応じて自主的に参集する。また、各班の参集状況は、部長、動員班長、総務部長を通じ1時間ごとに本部長に報告する。

##### (エ) ローテーション体制の管理【各班】

各班で参集職員の休憩や睡眠等、ローテーション体制を管理し、業務執行体制を維持する。

##### (オ) 職員の動員調整【動員班】

職員数が不足する部局については、他の部局に応援を要請するなど、部局間の調整を行う。

### (2) 庁舎施設及び設備機能に関する課題

#### (2) - 1 庁舎施設に関する課題

#### ア 課題

##### (ア) 使用可否の迅速な判断

市庁舎、消防防災合同庁舎は利用可能と予想されるが、市庁舎の被災状況を迅速に確認できなければ職員の安全を担保できない。

##### (イ) 耐震性の低い施設が使用困難となる

旧消防庁舎は利用可能と予想されるが、港務局中須賀事務所、別子保育園、下水処理場、発達支援課は継続使用困難と予想される。

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 庁舎施設の被災状況の確認と使用の可否の判断【管財課、建築住宅課、各施設及び所管課】

庁舎施設への立ち入り可否を判断するため、建物の安全性を目視で確認する。危険な箇所が発見された場合、早急に来庁者及び職員を安全な場所に避難させるとともに、立入禁止区域の設定や利

用制限区画の設定と表示を行う。

(イ) 代替施設の手配と移転【港務局、各施設所管課】

建物が継続使用困難と判定された場合は、代替施設の候補となる施設の被災状況や収容能力、移動に要する時間等を考慮し、代替施設への移転について検討する。

(2) - 2 電力に関する課題

ア 課題

(ア) 電源の確保

市庁舎が停電した場合、非常用発電装置が自動起動し、執務室の一部のコンセント及び一部の照明に対して4時間まで（断水しない場合は14時間まで）は電力が供給される。また、4時間以降（断水しない場合は14時間以降）は、復電するまでは電力を確保できない。

消防防災合同庁舎が停電した場合、非常用発電装置が自動起動し、非常用コンセントに95時間電力が供給される。なお、燃料の継ぎ足しができるのであれば、最大7日間連続運転が可能。

旧消防庁舎が停電した場合、非常用発電装置が自動起動し、庁舎1階から4階まで20時間までは電力が供給される。なお、停電の長期化に備え、燃料の備蓄が必要である。

南消防署及び川東分署が停電した場合、消防通信指令システムの通信遮断を避けるため、非常用発電装置が自動起動し、通信指令端末装置及び非常用コンセントに80時間電力が供給される。

別子山支所が停電した場合、非常用発電装置を手動で起動させることにより、最大13時間までは電力が供給される。なお、停電の長期化に備え、燃料の備蓄が必要である。

その他の施設は、非常用発電装置がないため、復電するまで電力を確保できない。

(イ) 非常用電源の割り当て

市庁舎の非常用発電装置が供給できる電力は、庁舎全体で複合機6台及びノートパソコン200～300台分に限られる。過剰に機器を使用すると、発電装置が止まってしまうため、庁内で非常時の機器使用のルール（優先順位等）を検討しておく必要がある。

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 市庁舎非常用発電装置の稼働の確保、電気事業者に対する優先的な復旧の要請【管財課】

職員の早期参集を図り、発電装置が自動起動しない場合には、速やかに手動で起動させる。

また、電力事業者に対し、市庁舎の優先的な復旧と必要に応じた発電機車の派遣等を要請する。

(イ) 非常用電源に接続するコンセントの把握、電力使用の抑制【市庁舎内の各課所、管財課】

市庁舎内の各課所は、通電しているコンセントを確認する。また、管財班は、非常用発電機の消費電力を抑制するため、不要な電気機器（電気ポット、複合機、パソコン等）のコンセントを抜く、照明を間引くなどの節電対策を行うよう、各所属に依頼する。

(2) - 3 執務環境に関する課題

ア 課題

(ア) オフィス家具等の転倒、ガラスの飛散

ロッカーやキャビネットの転倒、書類の散乱、ガラスの飛散等により、執務スペースの復旧が必要となるため、発災後数時間は、業務再開が困難となる。

(イ) ガス・給湯器・火気使用施設の制限

ガス等の使用により火災が発生する恐れがある。また、ガスメーター内部に設置されている安全装置の作動により、ガス等の使用が制限される。

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 執務スペースの復旧【各課所】

周囲の課所等とも協力し、安全を確保できる範囲で執務環境を迅速に復旧し、確保する。

(イ) 火気使用施設の点検【各課所】

周囲の課所等とも協力し、火災発生状況を確認し、安全の確認が取れるまで、ガス・給湯器・火気使用施設を使用しない。



## (2) - 4 トイレに関する課題

### ア 課題

#### (ア) 応急的なトイレの確保

市庁舎は貯水槽や配管等の被害や、揚水ポンプ等への電力供給の停止により、水洗トイレが利用できなくなる。職員用の簡易トイレや携帯トイレ（処理セット）も確保されていない。

### イ 現状レベルでの発災時の対応

#### (ア) 使用可否の判断及び使用禁止の指示、携帯トイレの持参【管財課、各施設、職員各自】

管財班及び各施設は、下水道が使用できない場合、速やかに庁舎施設のトイレの水洗使用を停止する。また、職員は、参集の際できる限り各自で携帯トイレ（処理セット）を持参する。

#### (イ) 消防防災合同庁舎の下水切り替え及びマンホールトイレの準備【管財課、下水道課、施設管理課】

管財班は下水道が使用できない場合、速やかに消防防災合同庁舎の下水管を緊急貯留槽へ切り替え、下水道課、施設管理課と協力しマンホールトイレを設営する。

## (2) - 5 食料及び飲料水に関する課題

### ア 課題

#### (ア) 非常用食料、飲料水の確保

市庁舎及び消防防災合同庁舎では、断水直後は高架水槽の水を利用できるが、翌日以降は飲料水を確保できない。また、職員用の食料や飲料水等の備蓄は行われていない。

### イ 現状レベルでの発災時の対応

#### (ア) 職員各自が食料、飲料水を持参する【職員各自】

参集する際、できる限り各自で食料、飲料水を持参する。

## (2) - 6 消耗品に関する課題

### ア 課題

#### (ア) 印刷用紙、トナー等の確保

発災直後は庁内で消耗品を融通し合うと思われるが、しばらくすると不足する。印刷用紙は在庫が1日分（A4用紙10箱）になってから補充しているため、タイミングが悪いと発災後2日目以降は用紙がなくなる。また、プリンタトナーも、しばらくは調達できない恐れがある。

### イ 現状レベルでの発災時の対応

#### (ア) 印刷用紙、プリンタトナー等の消耗品の調達【契約課】

消耗品納入業者から速やかに調達する。

## (3) 通信及び情報システムに関する課題

### (3) - 1 電話に関する課題

#### ア 課題

##### (ア) 回線の輻輳

発災後5日間は輻輳し、つながりにくいと想定される。特に、発災後は安否確認等がピークとなるため、固定電話ははばつながらない。

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 通信設備の被災調査、応急復旧【管財課】

通信事業者に対し、災害時における優先的な復旧、ポータブル衛星通信車の派遣、特設公衆電話の設置等を要請する。

なお、市庁舎の電話交換機に有線で繋がった電話機については、停電しても2～3時間程度（庁舎用の非常用発電装置を加味すると6～7時間）は電力が確保される。無線（PHS）は内臓バッテリーにて連続3時間まで通話可能。（有線・無線ともに交換機に電力が供給されている間のみ使用可）消

防防災合同庁舎の電話交換機に繋がった電話機（消防防災合同庁舎、旧消防庁舎、予備庁舎）については停電しても非常用発電装置で電力が確保されている間（9.5時間）は使用できる。

### **(3) - 2 防災行政無線に関する課題**

#### ア 課題

##### (ア) 操作及び保守体制の確保

同報系防災行政無線及び自治会広報連動システムを操作できる職員が限られているため、担当職員が参集できない場合、放送ができない。

##### (イ) 自治会広報連動システム及び屋外拡声子局の非常用電源の確保

停電している地区には、自治会広報連動システムでの放送が行えない。また、屋外拡声子局についても、蓄電池（発災後2.4時間程度は使用可能）が切れると放送できなくなる。

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 通信状況等の確認【危機管理課】

操作及び保守できる担当職員の登庁後、機器の通信状況等のチェックを行う。

### **(3) - 3 情報システムに関する課題**

#### ア 課題

##### (ア) サーバの損傷及びシステムの保守体制

サーバ転倒防止や非常時発電機の確保等の対策は実施されているものの、地震の揺れ等により不具合が発生した場合を想定したシステム会社等による優先復旧等については、現状、契約や協定等は締結されていない。

##### (イ) データのバックアップ

庁内LANシステムでは、バックアップが取れていないデータは、自動停止の際に各サーバ間のデータの一部に不整合が発生する可能性がある。

##### (ウ) 被災者支援システム運用の確立

具体的な手順や方法等が明確でない場合には、業務の遂行に支障を伴う可能性がある。

##### (エ) 緊急通報受付等の処理

同時多数の緊急通報入電により受付処理に不具合が発生する可能性がある。

##### (オ) 消防救急無線運用の継続

情報通信設備（有線）の不通により消防救急無線が利用困難となる可能性がある。

消防救急無線基地局等（黒島、別子山）が停電した場合、非常用発電装置が自動起動し、5.2時間電力が供給される。なお、停電の長期化に備え、燃料の備蓄が必要である。

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 保守業者への復旧要請【ICT戦略課、通信指令課】

情報システム等の保守業者等に対して、契約内容に基づき、情報システム等の稼働状況を確認のうえ、停止等の不具合が発生している場合には、速やかに早期復旧を要請する。

##### (エ) 地域防災計画地震災害対策編第3章第3節5（2）、6（1）（P54～56）に定める対応【通信指令班】

##### (オ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第3節3、11（P90～92）に定める対応【通信指令班】

### **(4) 各業務に固有の課題**

#### **(4) - 1 住家の被害調査に関する課題**

#### ア 課題

##### (ア) 住家の被害認定に必要なスキルを持つ人員の確保

##### (イ) り災証明の発行のための2次調査の実施体制の確認

#### イ 現状レベルでの発災時の対応

##### (ア) 地域防災計画地震災害対策編第3章第3節6（P55～57）及び「災害に係る住家の被害認定基

準運用指針」(令和3年3月内閣府)に定める対応【調査班】

(イ) 地域防災計画風水害等対策編第4章第4節4(2)イ(P208~209)に定める対応【調査班】

地域防災計画では、罹災証明発行のための調査を調査班が行うこととされ、建設関係者の協力については明記されていない。しかし、平成16年台風災害の際には、再調査の申し入れがあった場合の2次調査を、建築士資格を持つ市職員及び市内設計事務所が協力して行っており、調査の実施体制を確認する必要がある。

#### (4) - 2 福祉避難所に関する課題

ア 課題

(ア) 福祉避難所への移送

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第25節(P170)に定める対応【援護班】

#### (4) - 3 ボランティアに関する課題

ア 課題

(ア) ボランティアへの資機材の提供

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第26節(P171~172)に定める対応【情報伝達班】

#### (4) - 4 救援物資に関する課題

ア 課題

(ア) 食料品、生活必需品その他の援護物資の配給

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第15節(P142~146)に定める対応【救援物資班】

#### (4) - 5 下水道業務に関する課題

ア 課題

(ア) 河川、下水道施設等の被災調査及び応急復旧

(イ) 排水ポンプ施設の運転管理

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画地震災害対策編第3章第29節2(P71~72)に定める対応及び風水害等対策編第3章第30節2(P182~183)に定める対応【下水道班】

(イ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第30節2(P182~183)に定める対応【下水道班】

#### (4) - 6 農林水産業業務に関する課題

ア 課題

(ア) 家畜排せつ物による環境汚染対策

(イ) 漁港、治山、治水、林道及び保安林の応急対応、水路、農道及びため池の応急対応

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第18節(P153~155)及び第22節(P162~163)に定める対応【農林水産班】

(イ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第8節(P120~123)、第21節(P160~161)及び地域防災計画地震災害対策編第3章第29節(P71~72)に基づく対応【農林水産班】

#### (4) - 7 道路業務に関する課題

ア 課題

(ア) 道路、橋りょうの被害調査及び応急復旧並びに緊急輸送道路の確保及び交通情報の収集

(イ) 道路の障害物の除去及び交通の確保

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第8節1 (P119~122) に基づく対応【道路班】

(イ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第21節2 (P160) に基づく対応【道路班】

#### (4) - 8 土木業務に関する課題

ア 課題

(ア) 被災家屋の応急危険度判定における建築士等の専門家の確保

(イ) 宅地内の土砂・流木等障害物の除去支援、倒壊建物の解体及び除去

(ウ) 災害時における土木技術者の確保及び技術指導、建設関係団体への協力要請

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画地震災害対策編第3章第20節 (P69) に基づく対応【土木班】

(イ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第21節4 (P160) に基づく対応【土木班、環境衛生班】

(ウ) 地域防災計画地震災害対策編第3章第29節 (P71~72) に基づく対応【土木班】

#### (4) - 9 避難所運営に関する課題

ア 課題

(ア) 避難所の運営

(イ) 自主避難者に対する対応

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画地震対策編第5節 (P62~63) 及び「避難所対応マニュアル」(令和3年社会教育課) に基づく対応【避難所班】

(イ) 自主避難者の受け入れ【避難所班】

#### (4) - 10 消防活動に関する課題

ア 課題

(ア) 消防及び水防活動

(イ) 救急及び被災者の救助、

(ウ) 行方不明者及び死体の捜索、収容

(エ) 危険箇所の警戒巡視

(オ) 警戒区域の設定

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 職員の動員調整【各消防班】

(イ) 職員の動員調整、装備の調達状況、被災者の収容場所の確保、消防車両の手配【各消防班】

(ウ) 職員の動員調整、装備の調達状況、死体の安置場所の確保、消防車両の手配【各消防班】

(エ) 各自が身の安全を確保【各消防班】

(オ) 各地域及び施設等の警戒【各消防班】

#### (4) - 11 給水活動に関する課題

ア 課題

(ア) 給配水施設の被害調査及び応急復旧

(イ) 給水所の設置運営

(ウ) 水道無線施設の保守、復旧

(エ) 水源施設等の被害調査及び応急復旧、工業用水道施設の被害調査及び応急復旧、上水道の衛生維持

イ 現状レベルでの発災時の対応

(ア) 地域防災計画風水害等対策編第3章第30節1 (P181~182) に基づく対応【水道給水班】

- (イ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第16節 (P147～148) に基づく対応【水道給水班】
- (ウ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第3節2 (P90) に基づく対応【水道給水班】
- (エ) 地域防災計画風水害等対策編第3章第30節1 (P181～182) に基づく対応【水道施設班】

#### (4) - 1.2 港湾業務に関する課題

---

##### ア 課題

- (ア) 港湾・海岸施設の被災調査及び応急復旧
- (イ) 緊急輸送道路の確保
- (ウ) 航路啓開作業の実施

##### イ 現状レベルでの発災時の対応

- (ア) 港湾関係災害事務必携に基づく対応【港務班】
- (イ) 新居浜港港湾BCPに基づく対応【港務班】

## 6.3 今後の対策

6.1の対策実施計画に示された職員、庁舎施設及び設備機能、通信及び情報システム、各業務に固有の対策について、概ね2年以内に達成すべき短期目標、概ね5年以内に達成すべき中期目標、長期的な視点で取り組むべき長期目標に区分し、計画的に実施していく。

### (1) 職員に関する対策

#### ア 短期目標

##### (ア) オフィス家具の転倒防止対策を実施する【各課所】

各課所にて、キャビネット、ロッカー、ラック、複合機（プリンタ）等を固定する。リンクストッパー、フィルムジョイント、キャスターホルダー、ワイヤーストッパーなど、多様な製品が市販されているが、対象物の設置状況に合うものを購入して取り付ける。

なお、机上のノートパソコンや書類等については、滑り止めシートを敷くなど、職員各自で落下防止対策に努める。

##### (イ) 施設内における負傷者の救護体制の充実を図る【各課所】

救出救護活動に必要となる、救急箱やバール、ジャッキ等の資機材を、市庁舎の各階及び各施設に配備する。また、救命講習の受講等により、応急手当に関する習熟度の向上を図る。

#### イ 中期目標

##### (ア) 家族を含めた職員安否確認システムを導入する【人事課】

職員安否確認システムについては、勤務時間内の発災も考慮し、職員の家族の安否確認も可能なものを検討する。

なお、携帯メールや災害用伝言ダイヤルを活用した家族との連絡方法について、職員各自で確認に努める。

##### (イ) 泊まり込みを前提とした職員の勤務体制を検討する【人事課、別子山支所】

特に発災直後は、泊まり込みを前提とした非常時優先業務の対応が求められる可能性が高いことから、参集職員のシフト方針等について検討する。

##### (ウ) 部局間の人員調整を円滑に行えるルールをつくる【人事課】

応急業務の内容や業務量は、時々刻々と変化するため、それに即応していけるよう、部局を超えた人員調整を迅速に行う必要がある。優先度の高い業務を行う部局が極度の人員不足に陥ることのないよう、他部局への応援など柔軟な人員調整を可能にするルールをつくる。なお、一般事務職員の人員調整は、次のような順番での対応が原則であると考えられる。

- a 発災後72時間は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響しない業務については、2次災害を防止する範囲の実施にとどめ、原則、班単位の参集人員で対応する。
- b aでは到底対応できない又は先送りすることができない業務は、部局内調整で対応する。
- c bでは対応できない業務は、動員班長の指示により部局間調整で対応する。なお、部局間調整が成立しない場合は、副本部長の指示により決定する。
- d cでは対応できない業務は、広域受援または他の自治体の応援体制で対応する。

##### (エ) 代替職員（OB等）の確保体制を検討する【人事課】

市職員のOBや臨時職員、一般ボランティア、周辺自治体からの応援職員等、人員不足を補うための手段及びそれぞれの代替職員の活用範囲について検討する。なお、特殊な技術を要する職種については、他部局へ異動した前任者やOBを中心に検討する。

#### ウ 長期目標

##### (ア) 庁舎施設を耐震化する【各施設所管課】

各庁舎施設の耐震診断結果に基づき、順次、耐震補強工事を実施する。また、非構造部材についても定期的に点検し、破損する恐れのある箇所の補修、補強を実施するとともに、実際に破損した際の対応策（補修物資の準備等）について検討する。

## (2) 庁舎施設及び設備機能に関する対策

### (2) - 1 庁舎施設に関する対策

#### ア 短期目標

(ア) 庁舎施設の被災状況を迅速に確認するためのマニュアルを作成する【管財課、建築住宅課、各施設所管課】

発災時に実施する各種事項の具体的方法等を決めておく。また、マニュアルやチェックシート等の整備・充実を図る。

(イ) 代替施設を指定する【各施設所管課】

表5の庁舎施設の中で、使用困難となることを前提に、それぞれ代替施設候補を選定しておく。

(ウ) 移転時の持ち出し品を特定する【各施設所管課】

選定した代替施設での業務の実施のために、運用の要領（移転マニュアル等）を検討するとともに、必要な設備や備品を抽出しておく。

#### イ 長期目標

(ア) 庁舎施設を耐震化する<再掲：(1)ウ(ア)>

### (2) - 2 電力に関する対策

#### ア 短期目標

(ア) 非常用発電機の燃料を備蓄する【消防総務課、通信指令課、管財課、ICT戦略課】

停電時における非常用設備及び防災通信システム等の使用停止を防止するため、非常用発電装置用の燃料を、数日分程度、余分に買いだめしておく。

(イ) 電気事業者との連携強化を図る【消防総務課、管財課、各施設所管課】

電気事業者等と震災時における優先的な復旧及び発電機車の派遣等に関する要請や協定を締結する。なお、発電機車を利用する際は、建物側に接続端子が必要である。

(ウ) 非常用電力が供給されるコンセントを明示する【各課所、管財課】

庁舎の非常用電力が供給されるコンセントを把握し、目印を貼るなどして明示する。なお、当該コンセントを把握するには、実際に停電させ、非常用発電装置を稼働させる必要がある。

(エ) 災害時に使用するOA機器（複合機、パソコン等）を限定する【各課所】

市庁舎の非常用電力は、全体で複合機6台とノートパソコン200~300台程度が限度であり、これ以上接続すると電源が落ちるため、優先的に使用するOA機器（複合機、パソコン等）を限定しておく。また、当該OA機器が、前述の非常用電力が供給されるコンセントに差し込まれているか確認し、設置場所の変更や延長コードの配備を行う。

#### イ 中期目標

(ア) 庁舎等の非常用電源を増強する【各施設所管課、管財課】

現状において、非常用発電装置が設置されていない、もしくは設置されていても能力が低い施設について、非常用電源の整備・機能強化を図る。なお、市庁舎非常用電源については、断水した場合でも連続運転が可能となるよう、非常用電源の増強を図る。

### (2) - 3 執務環境に関する対策

#### ア 短期目標

(ア) オフィス家具の転倒防止対策を実施する【各課所】<再掲：(1)ア(ア)>

(イ) 火災予防対策を実施する【各課所】

ガス・給湯器・火気使用施設の使用を制限し、火災発生防止に努める。

### (2) - 4 トイレに関する対策

#### ア 短期目標

(ア) 災害時のトイレ運用ルールを検討する【管財課、各課所】

既設トイレ使用の可否やマンホールトイレ、簡易トイレの利用方法等の周知を迅速に行えるよう、運用ルールを検討する。

(イ) 庁舎貯水槽の活用方法を検討する【管財課、各課所】

飲料水、非常用電源の冷却水等、他の用途との配分を検討する。

イ 中期目標

(ア) 職員用の携帯トイレを備蓄する【管財課、各課所】

職員各自が携帯トイレ（処理セット）を備蓄する。また、職員用の簡易トイレの確保に関する検討を実施する。

(2) - 5 食料及び飲料水に関する対策

ア 短期目標

(ア) 庁舎貯水槽の活用方法を検討する【管財課、各課所】

飲料水は市庁舎及び消防防災合同庁舎の水槽（有効容量は市庁舎で44.3m<sup>3</sup>、消防防災合同庁舎13m<sup>3</sup>）の水を利用するが、他の用途との配分も考慮し、活用方法を検討する。

イ 中期目標

(ア) 職員用の飲料水、食料を備蓄する【管財課、各課所】

職員各自が食料、飲料水を備蓄する。また、職員用の食料、飲料水の確保に関する検討を実施する。

(2) - 6 消耗品に関する対策

ア 短期目標

(ア) 応急業務2週間分の在庫を常に買いだめしておく（いわゆるローリングストックを行う）【総務課、各課所】

印刷用紙やプリンタトナー等、発災後の確保が困難な恐れのある消耗品については、常時、2週間程度の応急業務に必要な在庫量が確保されているよう、使いながら補充していく。

(3) 通信及び情報システムに関する対策

(3) - 1 電話に関する対策

ア 短期目標

(ア) 災害時優先電話の回線を見直し、明示する【各課所、管財課、危機管理課】

市庁舎の災害時優先電話は、発信可能な電話機に接続されていない番号が多いため、回線の切り替え等の見直しを行い、災害時優先電話を明示しておく。なお、災害時においては、災害時優先電話を受信用の回線として用いないことが望ましい。

イ 中期目標

(ア) 特設公衆電話の確保や代替手段を検討する【各課所、管財課、危機管理課】

多様な通信手段を保持するため、衛星電話の整備、避難所への特設公衆電話の事前設置等を検討する。

(3) - 2 防災行政無線に関する対策

ア 短期目標

(ア) 定型放送文を作成する【危機管理課】

緊急時に担当者以外の職員が放送を行うことを想定し、操作マニュアルを作成する。また、災害状況に応じた放送範囲や放送文面を事前に決めておく。

イ 中期目標

(ア) システム保守業者との連携強化を図る【危機管理課】

システム保守業者に対して、災害・事故時の要員の参集・対応等、契約内容を見直すなど、防災行政無線の迅速な復旧に備える。

ウ 長期目標

(ア) 自治会広報連動システムの自治会放送施設に非常用電源を配備する【危機管理課】



停電時にも放送できるよう、自治会放送施設の非常用電源を配備する。

**(イ) 屋外拡声子局の非常用電源を増強する【危機管理課】**

津波警報が半日以上継続することを想定し、屋外拡声子局の非常用電源を増強する。

**(3) - 3 情報システムに関する対策**

---

**ア 短期目標**

**(ア) サーバの転倒防止対策を実施する【ICT戦略課】**

サーバの固定状況を確認する。

**(イ) 被災者支援システムの運用方針を決定する【危機管理課、担当課】**

被災者支援システムの運用方針を決定する。

**(ウ) 被災者支援システム運用手順を確立する【ICT戦略課】**

被災者支援システムの具体的な手順やマニュアル等を作成する。

**(エ) 消防指令システム等の分散配置を検討する【通信指令課】**

施設の耐震性を考慮し、消防指令システム等の設置について検討する。

**(オ) 無線システムの基地局等の分散配置を検討する【通信指令課】**

施設の耐震性を考慮し、無線システムの基地局等の設置について検討する。

**イ 中期目標**

**(ア) システム保守業者との連携強化を図る【ICT戦略課】**

外部事業者への依存度が高いシステムについては、システム保守業者に対して、災害・事故時の要員の参集・対応等、契約内容を見直すなど、情報システムの迅速な復旧に備える。

**(イ) システム運用の人材育成または復旧・操作マニュアルの整備を行う【ICT戦略課】**

職員自身の被災の可能性を考慮し、災害時においてもシステムを安定的に運用するために、訓練・研修等による継続的な人材育成により、運用可能な人員を複数確保する。

**(ウ) データのバックアップ対策を拡充する【ICT戦略課】**

重要度の高いシステムを中心に電算化、分散化を含めた適切なバックアップ体制を構築する。バックアップ先については、施設の耐震性や、保管場所における固定措置の状況について留意する。

**(エ) 被災者支援システムの評価・訓練を行う【危機管理課、各業務の担当課、ICT戦略課】**

必要な知識やスキル習得のための訓練や研修等を実施する。

**(4) 各業務に固有の対策**

---

表6.1の対策実施計画の記述に同じ。

## 第7章 職務代行

意思決定権者が不在の場合の職務の代行は、事前に指定した順序でその職務を代行するものとする。但し、意思決定権者が参集できない状況であっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、職務の代行は行わない。災害対策本部の職務代行は、概ね次のような順位となるが、本部員以下の詳細は、別様にて指定する。

職務代行の 対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
本部長 (市長)	副市長 (統括)	副市長 (特命)	危機管理担当部長 (以下、市民環境部長、企画部長、 総務部長、福祉部長、経済部長、建 設部長の順)
副本部長 (副市長)	《兼務》 市長	《兼務》 市長の職務代行者	同左
本部員 (各部長)	総括次長	次長 (次長空席の部局は 課長)	課長 (課長空席の部局は主幹、副課長の 順)
副部長 (総括次長)	《兼務》 部長	《兼務》 部長の職務代行者	同左
各班長 (担当課長)	班内の別の課長 (課 長空席の班は主幹、 副課長の順)	同左	同左
各課所長	主幹 (主幹空席の課所は 副課長)	副課長 (副課長空席の課所 は係長)	同左

## 第8章 計画の維持管理及び推進

本計画で明らかとなった業務継続上の課題を克服し、非常時優先業務を効果的に遂行するためには、対策実施計画（第6章）に基づき、着実に対策を実施していく必要がある。また、水防活動や各種訓練を通じた問題点の発見、組織改正や施設設備の改善等に伴い、Plan（計画の策定）、Do（訓練等の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といったPDCAサイクルを通じて、計画の持続改善を行う業務継続マネジメントを推進する必要がある。

このため、各担当課所において、該当する対策実施計画の具体化を図るものとし、業務継続マネジメントにおける担当は、危機管理課とする。

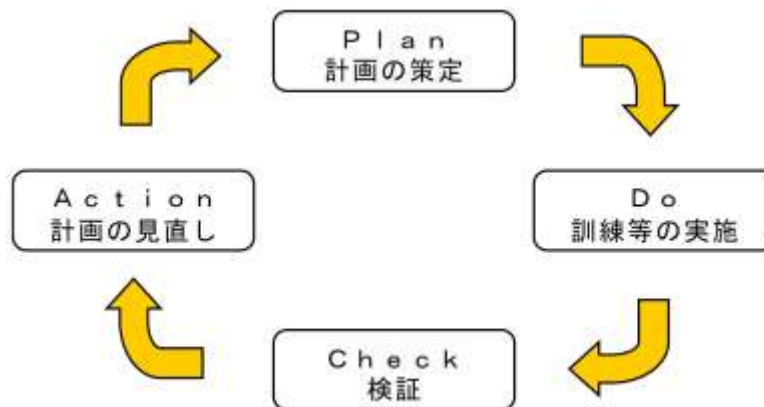


表8 業務継続マネジメント体制

組織	主な役割	開催頻度
各担当課所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策実施計画の具体策の検討</li> <li>・対策実施計画の予算化、実施</li> <li>・各業務に必要なマニュアル作成等 — Doの部分 —</li> </ul>	随時
事務局（危機管理課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策実施計画の進捗状況調査</li> <li>・各担当課所からの意見聴取</li> <li>・業務継続計画の更新</li> <li>・実施体制の見直し、実効性の確保 — Check、Action、Planの部分 —</li> </ul>	随時